

Ⅱ 計画の基本的な考え方

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

人生を意義あるものとするためには、高齢者自身の希望に応じ、その人の意欲と能力を発揮して、健康で生きがいにあふれた生活を最期まで送ることが望まれます。

そのためには、高齢者のみではなく、

- ①若年者も含めたすべての人が、「自身の健康に留意し、
自ら努力していくこと（自助）」、
- ②地域に住む人びとが、「協力してお互いに支え合うこと（共助）」、
- ③行政機関が「市民と地域社会の様々な団体の間に立ち、連携を取る（公助）」
が必要です。

高齢者への保健、福祉、介護の施策を推進し、地域での生活を支援することで「高齢者が可能な限り住み慣れた場所で、その人らしい人生を送ることができる地域」になることを目指します。このため、高齢者が「生きがいを持つこと」、「健康長寿であること」、「地域につながりがあること」をあるべき姿とし、基本理念に掲げます。

■□ 基 本 理 念 □■

生きがいにあふれた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち

2. 「暮らしの木」について

市では、第4期計画策定の際に、計画の基本理念の実現に向け、高齢者の地域生活を充実させるためにはどういったことが必要だろうかという議論を行いました。

その結果を項目ごとにまとめ、さらに糸満市で高齢者が暮らす上で「必要なこと」を、次ページの図のように「暮らしの木」として位置づけしました。

第6期計画においても「暮らしの木」に糸満市の課題から望まれる姿を記載し、この実現に向けて取り組むように位置づけています。

（図の概要）

○市の高齢者の福祉と介護を『一本の木』としてイメージしました。福祉と介護の向上はこの木を「育てる・成長させる」ことに位置づけます。

○【現在の市の課題】が『根』にあたります。

○【現在の市の課題】（『根』）からはじまり、高齢者が糸満市で充実した生活を送るためにはどういう【条件】が満たされていけばよいのか…。その【条件】が『枝と葉』にあたります。

○その『枝と葉』を支えるのに必要不可欠なのが『幹』です。

○そして『枝と葉』、『幹』が成長し、大樹となることで、高齢者が明るく地域で暮らすことができる…。そういう思いを込めてこの木を『高齢者の福祉と介護 “暮らしの木”』と名付ました。

○この『暮らしの木』のそれぞれの『枝と葉』、『幹』を成長させるように施策を掲げています。

『高齢者の福祉と介護 “暮らしの木”』

暮らしを支えるために

〇行政の体制整備

- ・市の保健、福祉、医療等関係課の情報共有を進める
- ・福祉保健全体と他部署を連携させる
- ・社協の存在、役割を行政が再認識し、強化する・地域福祉計画の早期策定
- ・自助、共助、公助の精神を住民に伝える

〇相談

- ・地域包括支援センターの周知、機能強化
- ・地域相談センターの周知、連携
- ・権利擁護、成年後見制度の周知、相談体制充実が必要

〇住まい

- ・高齢者が住みやすい市営住宅

生き生きと健康に暮らすために

〇介護予防

- ・介護予防周知啓発の推進が必要
- ・新しい総合事業の研究が必要
- ・地域デイの充実とボランティアの確保
- ・憩寿館、かりゆし健康クラブ、ふくらしや館の周知
- ・予防の大切さの周知、予防について住民と行政が一体となって推進することが大切

〇健康増進

- ・生活習慣病予防の周知啓発
- ・特定健診、特定保健指導を推進
- ・「健康いとまん21」の推進
- ・食育の推進
- ・中高年が利用できる運動施設の充実強化を図り、早期に介護予防に取り組む

〇介護

- ・サービスの適正利用について進める
- ・介護給付分析が必要
- ・地域密着型サービスを各圏域に整備
- ・ニーズに応じた福祉サービスの提供
- ・福祉サービス、介護サービスについての周知
- ・家族介護者の支援

地域の力をつける

〇地域福祉活動の推進

- ・地域福祉計画に基づいた推進
- ・地域の状況に応じた地域福祉活動の推進
- ・圏域ごとの地域ニーズと課題の把握
- ・地域交えあいネットワークの強化
- ・コミュニティソーシャルワーカーの配置
- ・地域ボランティアの育成

現在の糸満市の課題

高齢者を取り巻く状況

- ・高齢社会の到来 ・後期高齢者の占める割合が上昇
- ・独居老人が多い ・介護給付費が高い ・老人医療費が高い
- ・デイサービスの利用激増 ・介護保険料の負担は限界
- ・老人の集う場所が少ない ・高齢者の利用しやすい交通手段がない

策定委員会での意見

- ・ボランティアが不足
- ・高齢者の新しい生きがいの場が必要
- ・地域でのつながりの不足
- ・老人クラブの活性化が必要

アンケート調査結果より

- ・経済的に苦しい
- ・地域活動に参加していない
- ・地域包括支援センターと地域相談センターの周知不足
- ・高血圧の人が多い
- ・介護の原因は、男性で脳血管疾患、女性で転倒骨折が多い
- ・「ひとり暮らし」と「配偶者以外と二人暮らし」の高齢者で、要介護になるリスクが高い

楽しく明るく暮らすために

〇集いの場

- ・公民館を開放し、地域の人が集える場所にする
- ・地域資源を活用した「ふれあいサロン」づくり
- ・社会資源を活用した集いの場、高齢者の拠点づくりが必要
- ・地域デイサービスを中心とした集いの拡充

〇生きがいづくり

- ・老人クラブの活性化を図る
- ・前期高齢者や高齢者を支える世代が必要
- ・地域活動に参加する環境づくりが必要
- ・シルバー人材センターの活用促進
- ・地域デイ、自治会、憩寿館、ふくらしや館等での世代間交流
- ・文化、趣味、サークル活動の充実

〇移動・交通手段

- ・地域での日常生活のために、市内の移動・交通の充実は大切
- ・老人クラブ、地域デイ、かりゆし健康クラブ等への移動手段の確保
- ・高齢者の移動負担をなくすため公共交通機関の充実が必要

安心して住み続けるために

〇見守り

- ・地域での見守り体制の強化が必要
- ・緊急通報システムサービスの充実
- ・地域のつながりによる声かけ、助け合いが大切
- ・関係機関の連携

〇ボランティア

- ・ボランティアの養成と活動支援の強化
- ・傾聴ボランティアの登録者の有効活動
- ・ボランティアをして欲しい人になりたい人をつないでいく
- ・ボランティアに参加する人が増えるように取り組む

〇認知症高齢者への対応

- ・認知症の早期対応が必要
- ・認知症に対する住民の理解は大切
- ・認知症についての情報共有、本人、家族の支援体制づくり
- ・認知症家族介護者への支援が必要

〇災害時の対応

- ・避難所の整備と周知、避難訓練が必要
- ・災害時要援護者への支援の仕方を構築する必要がある

4. 基本目標と重点目標

「高齢者の福祉と介護“暮らしの木”」で掲げた【条件】より、基本目標を以下のように設定します。

基本目標

基本目標1. 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを包括的に支える体制の整備

・「地域包括ケアシステムの整備」「連携の体制整備」を推進し、高齢者の日々の暮らしを支援する。

基本目標2. 生き生きと健康に暮らすために ～健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備

・「健康増進」「介護予防や生活支援」「介護」を推進し、若い頃から高齢期までの生き生きとした暮らしの支援を図る。

基本目標3. 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

・「集いの場」「移動・交通手段」「生きがい」を推進し、気軽に出かけ、交流や生きがい活動のしやすい環境を整備する。

基本目標4. 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

・「見守り」「ボランティア」「認知症高齢者への対応」「災害時の対策」を推進し、地域福祉ネットワークを構築する。

さらに、木の幹にあたる「地域の力をつける」ことがもっとも重要であるため、重点目標を以下のように掲げます。

重点目標

高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進

5. 施策の体系 ～基本目標の展開

「暮らしの木」に基づき、本計画の施策の体系は以下のようになります。

1. 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを包括的に支える体制の整備

(1) 地域包括ケアシステムの構築

① 地域包括支援センターの機能強化

- a) 地域包括支援センター等のあり方の検討
- b) 総合相談の充実
- c) 地域包括支援センター、地域相談センターの周知徹底
- d) ケアマネジメントの支援

② 権利擁護の推進

- a) 権利擁護相談の充実
- b) 権利擁護のための事業、制度の周知と利用促進
- c) 虐待の早期発見と防止
 - c)-1 高齢者虐待防止ネットワークの強化
 - c)-2 虐待防止のための周知

③ 地域ケア会議の充実

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- ① 在宅医療・介護連携の体制整備
- ② 地域資源把握に係る調査の実施

(3) 認知症施策の推進

- ① 認知症初期集中支援チームの設置
- ② 認知症地域支援推進員の配置

(4) 生活支援サービスの体制整備

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 協議体の設置

(5) 高齢者のための住宅対策の推進

- ① 高齢者が住みやすい市営住宅の推進
- ② 住宅改修の周知

(6) 各種連携体制の整備

- ① 行政内部の連携体制の構築
- ② 行政と関係機関との連携、情報の共有強化
- ③ 定期的な事業の点検評価の実施
- ④ 市民、地域、行政の役割の周知、啓発

2. 生き生きと健康に暮らすために ～健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備

(1) 生活習慣病の予防と健康づくりの推進

- ① 特定健診・特定保健指導の推進
- ② がん検診の実施
- ③ 生活習慣病予防の周知・啓発
- ④ 健康づくりの推進
 - a) 健康いとまん21の推進
 - b) 食育の推進
 - c) 中高年の運動の促進

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

a) 訪問型サービスの推進

- a)-1 訪問介護
- a)-2 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）
- a)-3 訪問型サービス B（住民主体による支援）
- a)-4 訪問型サービス C（短期集中型サービス）
- a)-5 訪問型サービス D（移動支援）

b) 通所型サービスの推進

- b)-1 通所介護
- b)-2 通所型サービス A
- b)-3 通所型サービス B
- b)-4 通所型サービス C

c) その他の生活支援サービス

d) 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業

- a) 介護予防把握事業
- b) 介護予防普及啓発事業
- c) 地域介護予防活動支援事業
 - c)-1 願寿館教室
 - c)-2 地域デイサービス
 - c)-3 かりゆし健康クラブ（社会福祉センター）、いきいき健康クラブ（ふくらしゃ館）

(3) 介護サービスの推進

① 介護サービスの質の向上

- a) 介護サービス事業所への指導及び監査
- b) 介護給付等費用適正化事業

② 地域密着型サービスの整備充実

(4) 介護予防生活支援事業の推進

① 任意事業の充実（地域支援事業）

a) 家族介護支援事業

○ 介護用品支給事業

○ 家族介護慰労助成事業

b) 食の自立支援事業

c) 成年後見制度利用支援事業

d) 高齢者権利擁護事業

② 介護予防生活支援事業の充実（市の単独事業）

a) 軽度生活援助事業

b) 外出支援サービス事業

c) 福祉電話設置事業

d) 緊急通報システム事業

3. 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

(1) 生きがいづくりの推進

① 老人クラブ活動の育成

② シルバー人材センターの活用促進

③ スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進

④ 世代間交流の機会の拡充

⑤ 糸満版長寿大学の実施検討・研究

⑥ 敬老会の実施及び祝い金の支給

(2) 集いの場の拡充

① 地域の集いの場の確保

a) 地域デイサービスの推進

b) 地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり

c) 家族介護者の集いの充実

② 老人福祉センター等の整備検討

③ 公民館を活用した交流の充実

(3) 移動・交通手段の整備

① 事業実施等における移動手段の確保

② 外出支援サービス事業（再掲）

③ 送迎バス活用モデル事業の実施継続

④ 新しい公共交通検討事業の推進

4. 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

(1) 高齢者の見守り活動の推進

- ① 地域の見守りネットワーク体制の構築
- ② 一人暮らし高齢者等の見守り体制づくり
- ③ 緊急通報システム事業の充実（再掲）
- ④ 食の自立支援事業（再掲）

(2) 認知症対策の推進

- ① 認知症についての周知と理解の促進
- ② 認知症サポーターの養成
- ③ 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築
- ④ 認知症支援のネットワークづくり
- ⑤ 地域密着型サービスの整備充実（再掲）
- ⑥ 認知症家族介護者への支援

(3) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアの養成と活動支援の強化
- ② 社協ボランティアセンターとの連携強化
- ③ 傾聴ボランティアの促進

(4) 災害時の対策の推進

- ① 防災計画に基づいた災害時対策の充実
- ② 災害時要援護者登録制度の推進
- ③ 救急医療情報キットの普及推進

基本理念

生きがいに満ちた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち

重点目標

高齢者が安心して生活できる地域包括ケアシステムの推進

基本目標1

暮らしを支えるために
～日々の暮らしを包括的に支える体制の整備

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 権利擁護の推進
- ③ 地域ケア会議の充実

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- ① 在宅医療・介護連携の体制整備
- ② 地域資源把握に係る調査の実施

(3) 認知症施策の推進

- ① 認知症初期集中支援チームの設置
- ② 認知症地域支援推進員の配置

(4) 生活支援サービスの体制整備

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 協議体の設置

(5) 高齢者のための住宅対策の推進

- ① 高齢者が住みやすい市営住宅の推進
- ② 住宅改修の周知

(6) 各種連携体制の整備

- ① 行政内部の連携体制の構築
- ② 行政と関係機関との連携、情報の共有強化
- ③ 定期的な事業の点検評価の実施
- ④ 市民、地域、行政の役割の周知、啓発

基本目標2

生きざきと健康に暮らすために
～健康・予防・介護の推進で生きざき暮らせる環境の整備

(1) 生活習慣病の予防と健康づくりの推進

- ① 特定健診・特定保健指導の推進
- ② がん検診の実施
- ③ 生活習慣病予防の周知・啓発
- ④ 健康づくりの推進

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)の推進

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
- ② 一般介護予防事業

(3) 介護サービスの推進

- ① 介護サービスの質の向上
- ② 地域密着型サービスの整備充実

(4) 介護予防生活支援事業の推進

- ① 任意事業の充実（地域支援事業）
- ② 介護予防生活支援事業の充実（市の単独事業）

基本目標3

楽しく明るく暮らすために
～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

(1) 生きがいづくりの推進

- ① 老人クラブ活動の育成
- ② シルバー人材センターの活用促進
- ③ スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進
- ④ 世代間交流の機会の拡充
- ⑤ 糸満版長寿大学の実施検討・研究
- ⑥ 敬老会の実施及び祝い金の支給

(2) 集いの場の拡充

- ① 地域の集いの場の確保
- ② 老人福祉センター等の整備検討
- ③ 公民館を活用した交流の充実

(3) 移動・交通手段の整備

- ① 事業実施等における移動手段の確保
- ② 外出支援サービス事業（再掲）
- ③ 送迎バス活用モデル事業の実施継続
- ④ 新しい公共交通検討事業の推進

基本目標4

安心して住み続けるために
～安心して暮らせる地球福祉ネットワーク体制の構築

(1) 高齢者の見守り活動の推進

- ① 地域の見守りネットワーク体制の構築
- ② 一人暮らし高齢者等の見守り体制づくり
- ③ 緊急通報システム事業の充実（再掲）
- ④ 食の自立支援事業（再掲）

(2) 認知症対策の推進

- ① 認知症についての周知と理解の促進
- ② 認知症サポーターの養成
- ③ 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築
- ④ 認知症支援のネットワークづくり
- ⑤ 地域密着型サービスの整備充実（再掲）
- ⑥ 認知症家族介護者への支援

(3) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアの養成と活動支援の強化
- ② 社協ボランティアセンターとの連携強化
- ③ 傾聴ボランティアの促進

(4) 災害時の対策の推進

- ① 防災計画に基づいた災害時対策の充実
- ② 災害時要援護者登録制度の推進
- ③ 救急医療情報キットの普及推進

6. 日常生活圏域と地域ネットワークの展開 ～重点目標を達成するために

重点目標の達成のためには、地域づくりがとても重要となります。このため、日常生活圏域の設定と地域包括ケアの推進について、以下のように進めていきます。

(1) 圏域と地域ネットワークの展開

一人暮らし高齢者の増加にともない、地域での見守り活動等の必要性が増しています。しかし、役所で各地域のすべてについて状況把握を行い、きめ細かな対応を図ることは困難となっています。

このため、圏域単位に住民と協働したサービス（地域ネット）を推進していく体制づくりを検討していきます。

■ 圏域のあり方

	規模、単位	サービス内容
小規模な圏域	字・自治会	地域デイサービス・見守り支援（食の自立支援、緊急通報、傾聴ボランティア）
	小学校区	
中規模な圏域	中学校区	地域密着型サービス、福祉空間整備事業 緊急時対応、地域相談センター
大規模な圏域	市	高齢者福祉サービス 食の自立支援、軽度生活支援、介護予防事業

(2) 日常生活圏域について

市では、日常生活圏域を5つに設定し、圏域ごとに訪問や高齢者把握事業の円滑な事業展開を図ってきています。第5期計画においても現在の5圏域において、地域相談センターによる高齢者の実態把握と相談等の対応に取り組みます。

圏域名	行政区	高齢者数 (H25)	高齢化率 (H25)
糸満圏域	字糸満全域	2,139人	20.70%
西崎圏域	西崎町、西川町、潮平、阿波根、兼城ハイツ	2,002人	9.29%
兼城圏域	照屋、兼城、座波、賀数、北波平、武富	2,220人	16.05%
高嶺圏域	豊原、与座、大里、国吉、真栄里、潮崎町	1,278人	20.01%
三和圏域	真壁、宇江城、真栄平、新垣、伊敷、名城、小波蔵、糸洲、南波平、喜屋武、束里、福地、山城、伊原、米須、大度、摩文仁	2,239人	29.52%

< 糸満市の日常生活圏域区分 >

